

平成29年6月高浜市議会定例会会議録（第1号）

平成29年6月高浜市議会定例会は、平成29年6月9日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定
(諸報告) |
| 日程第3 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第4 | 同意第4号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第5号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第6号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第7号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第8号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第9号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第10号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第11号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第12号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第13号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第14号 農業委員会委員の任命について |
| | 同意第15号 農業委員会委員の任命について |
| 日程第5 | 議案第36号 高浜市情報公開条例の一部改正について |
| | 議案第37号 高浜市税条例の一部改正について |
| | 議案第38号 高浜市都市計画税条例の一部改正について |
| | 議案第39号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について |
| | 議案第40号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について |
| | 議案第41号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第42号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第1回） |
| | 議案第43号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回） |
| 日程第7 | 報告第3号 権利放棄の報告について |
| | 報告第4号 繰越明許費繰越計算書（一般会計） |
| | 報告第5号 平成28年度高浜市土地開発公社の経営状況について |

報告第6号 平成28年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	神谷坂敏
教 育 長	都築公人
企 画 部 長	神谷美百合
総合政策グループリーダー	野口恒夫
人事グループリーダー	杉浦崇臣
総 務 部 長	内田 徹
行政グループリーダー	山本時雄
財務グループリーダー	岡島正明
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	山下浩二
福 祉 部 長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まっぴりグループリーダー兼福祉グループリーダー	磯村和志

こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
会計管理者	杉浦嘉彦
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	村越茂樹
監査委員事務局長	杉浦義人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤元久
主査	加藤定
主査	内藤修平

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

6月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案されました諸案件につきまして、議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年6月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成29年6月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

日ごろより市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本日提案をさせていただきます案件でございますが、諮問1件、同意12件、一般議案6件、補正予算2件及び報告4件の計25件を御審議いただくものでございます。

詳細につきましては副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重な御審議の上、御意見、御同意、御可決あるいはお聞き取り賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時2分開議

○議長（杉浦辰夫） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、12番、内藤とし子議員、13番、北川広人議員を指名いたします。

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました平成29年6月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る3月17日及び6月2日に議会運営委員会を委員全員出席のもとに開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は本日より6月29日までの21日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきまして、本日は、諮問第1号、同意第4号から同意第15号までを即決でお願いし、議案第36号から議案第43号までの上程、説明並びに報告第3号から報告第6号までについて報告を受けます。

6月13日及び14日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

6月16日に議案第36号から議案第43号までについて総括質疑を行い、総務建設委員会については、議案第36号から議案第39号まで及び議案第42号並びに陳情第4号及び陳情第5号を付託、福祉文教委員会については、議案第40号から議案第43号まで及び陳情第6号を付託、公共施設あり方検討特別委員会については議案第42号を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会においては、閉会中の継続調査申出事件についても審査願います。

各常任委員会及び特別委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりでありますので、御承知をいただきますようお願いいたします。

最終日の6月29日は委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の順に行います。

6月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月29日までの21日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月29日までの21日間と決定いたしました。

ここで諸般の事項について御報告いたします。

本日までに陳情書3件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、4月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告

書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらんをお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現委員の榊原純一氏が平成29年9月30日で任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会に諮問させていただくものでございます。

同氏は、皆様も御案内のとおり、広く社会の実情に精通され、誠実、温厚なお人柄で、地域の皆様の人望も厚く、人権擁護につきましては深く御理解をいただいているお方で、平成26年10月より人権擁護委員としてその職務を立派に遂行されておられます。何とぞ同氏を推薦することに御同意を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、諮問第1号は、原案に異議のない旨答申することに決定いたしました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第4 同意第4号から同意第15号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、同意第4号から同意第15号までの農業委員会委員の任命につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

この同意12件につきましては、法改正により従来の農業委員会委員の公選制が廃止され、市町村長による選任制に変更されたことによるものでありまして、いずれも現農業委員会委員が本年7月19日で任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の御同意を賜りたく提案させていただくものでございます。

初めに、同意第4号は、都築和子氏の任命をお願いいたすもので、同氏は農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、吉浜婦人会会長を初め、赤十字奉仕団委員長をお務めになり、現在は農用地利用改善組合農業振興事業委員をお務めいただき、農業者として豊かな経験を有しておられます。

平成23年7月より農業委員会委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と農業に対する豊かな御経験は、農政に係ります審査・決定に当たりまして、公正かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第5号は、内藤克弘氏の任命をお願いいたすもので、同氏は農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、農用地利用改善組合転作事業委員を初め、現在、農業委員会からの代表として農業者の立場で都市計画審議会委員を務めていただいております。

平成26年7月より農業委員会委員として御尽力をいただいております、温厚なお人柄と農業に対する豊かな御経験は、農政に係ります審査・決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第6号は、杉浦さよ子氏の任命をお願いいたすもので、同氏は農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、地域婦人会連絡協議会会長を初め、赤十字奉仕団委員長をお務めになり、現在は農用地利用改善組合農業振興事業委員をお務めいただき、そのお人柄から、各方面からの信頼も厚い方でございます。

平成26年7月より農業委員会委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と農業に対する豊かな御経験は、農政に係ります審査・決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第7号は、新たに川角満乗氏の任命をお願いいたすもので、同氏は農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、長年、本市の行政職員として市政進展に御尽力をされ、農業政策にも携わっておられ、御退職後は町内会長、都市計画審議会委員長、あいち中央農業協同組

合理事をお務めになられるなど、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。物事に対する積極的な取り組み、誠実なお人柄で農業に関する識見も高く、農政に係ります審査・決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第8号は、荒川明人氏の任命をお願いいたすもので、同氏は農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、農用地利用改善組合副組合長を初め、あいち中央農業協同組合理事、西三河農業共済組合理事を務められ、認定農業者として幅広く豊かな経験を有しておられます。

平成26年7月より農業委員会委員として御尽力をいただいております、農業に対する豊かな御経験から他の農業者からの信頼も厚く、農政に係ります審査・決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第9号は、新たに伊藤詠子氏の任命をお願いいたすもので、同氏は農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、農用地利用改善組合農業振興事業委員、農村生活アドバイザーをお務めいただき、認定農業者の親族農業者として幅広い知識と経験を有しており、地元農産物を使用した特産物開発、加工等にも取り組まれておられます。

温厚なお人柄と、女性農業者として積極的に活動する姿勢、農業に対する思いは強く、農政に係ります審査・決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第10号は、神谷信夫氏の任命をお願いいたすもので、同氏は農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、認定農業者として農用地利用改善組合監事を初め、あいち中央農業協同組合理事を務められるなど、農業者としての幅広い知識と経験を有しておられます。

平成23年7月より農業委員会委員として御尽力をいただいております、誠実、温厚なお人柄と農業に対する熱意は、農政に係ります審査・決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第11号は、加藤芳美氏の任命をお願いいたすもので、同氏は農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、過去には養鶏業を営まれ、現在は水稻作付を中心とした農業者であり、農業に対する知識と経験を有しておられます。

平成23年7月より農業委員会委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と農業に対する御経験は、農政に係ります審査・決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第12号は、新たに川角陸広氏の任命をお願いいたすもので、同氏は農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、認定農業者として農用地利用改善組合農地流動化事業委員をお務めいただき、農業者としての幅広い知識を有しておられます。温厚なお人柄と豊かな御経験は、農政に係ります審査・決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第13号は、杉浦 巖氏の任命をお願いいたすもので、同氏は農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、認定農業者として農用地利用改善組合農地流動化事業委員、高取地区配水総代もお務めいただくなど、農業者としての幅広い知識と経験を有しておられます。

平成20年7月より農業委員会委員として御尽力をいただいております、誠実なお人柄と農業に対する熱意は、農政に係ります審査・決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

次に、同意第14号は、新たに川角紀美氏の任命をお願いいたすもので、同氏は農用地利用改善組合からの推薦をいただいた方で、現在、農用地利用改善組合役員、町内会長をお務めいただいております、また、水稻作付を中心とした農業者であり、農業への知識と経験を有しておられます。誠実なお人柄と農業に対する経験は、農政に係ります審査・決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

最後に、同意第15号は、新たに三浦京子氏の任命をお願いいたすもので、同氏は平成28年6月より本市の介護保険審議会委員として御尽力をいただいております、日ごろから農業に関心を持たれ、誠実なお人柄に加えて、農業関係の外部から率直な御意見を頂戴する立場として、農政に係ります審査・決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

以上、申し上げました12名の方につきましては、いずれも本市農業委員会の役割を補完するための適任者でございますので、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、同意第何号であるかをお示しいただきますようお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第4号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第4号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第5号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第6号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第7号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第8号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第9号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第10号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立

を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第11号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第12号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第13号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第13号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第14号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第14号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第15号 農業委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第15号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（杉浦辰夫） 日程第5 議案第36号から議案第41号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第36号 高浜市情報公開条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

本案は、情報公開請求及びこれに対する不服申し立てが増加する現状に鑑み、情報公開審査会の委員の定数を1名増員するもので、第12条第2項中、委員の定数を現行の5人以内から6人以

内とするものであります。

なお、施行日につきましては公布の日からといたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第37号から議案第39号までの3議案について御説明申し上げます。

まず、今回御審議を賜ります議案第37号、38号につきましては、第193回通常国会において、平成29年3月27日に成立し、同年3月31日に公布されました地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に基づき、議案第39号については、同様に公布されました地方税法施行令の一部を改正する政令に基づき、それぞれ所定の規定の整備をいたすものであります。

それでは初めに、議案第37号 高浜市税条例の一部改正について、主な改正点について順次御説明申し上げます。なお、別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、市民税の所得割の課税標準を定める第32条及び課税の特例を定める附則第16条の3第2項の改正につきましては、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例を設けるもので、個人住民税配当割の課税標準である特定配当等のうち、特定上場株式等の配当等については、所得税、住民税ともに総合課税、源泉徴収のみの申告不要、申告分離課税のいずれかを選択できることとされているところ、地方税法第32条第13項において、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項をもとに課税できること等を明確化するための改正を行うものでございます。

また、株式等譲渡所得割については、総合課税は選択できませんが、源泉分離または申告分離課税を選択できることとなっており、特定上場株式等の配当等と同様の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は公布の日でございます。

次に、個人の住民税に係る寄附金税額控除の適用対象を定める別表関係の改正につきましては、適用対象に12団体目となる特定非営利活動法人Sansyu-tacoba（サンシュウタコバ）を加えるものでございます。

なお、施行期日は公布の日でございます。

次に、固定資産税の課税標準の特例を定める第57条の3及び附則第10条の2の改正につきましては、家庭的保育事業等の用に供する固定資産税の課税標準の特例について、法律の委任により定める、いわゆるわがまち特例を定めるものでございます。

第57条の3につきましては、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業の認可を得た者が、直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産について、当該家屋及び償却資産

に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1を乗じて得た額を課税標準とするものでございます。

附則第10条の2第17項につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が、特定事業所内保育施設の用に供する固定資産で政令で定めるものについて、政府の補助を受けた翌年度から5年度分に限り、固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1を乗じて得た額を課税標準とするものでございます。

同条第18項につきましては、都市緑地法により規定された緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に、同法に規定する一定の市民緑地の用に供する土地について、設置の翌年度から3年度分に限り固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額を課税標準とするものでございます。

なお、施行期日は、第57条の3及び附則第10条の2第17項については公布の日、附則第10条の2第18項については都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日でございます。

次に、軽自動車税の税率の特例を定める附則第16条の改正につきましては、一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車に係る税率の軽減措置を2年延長し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成30年度分について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新規検査を受けた場合には、平成31年度分について適用するものでございます。

なお、施行期日は公布の日でございます。

そのほか、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第38号 高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正のうち、都市計画税の課税標準の特例を定める附則第4項及び第5項の改正につきましては、議案第37号で御説明申し上げました固定資産税の場合と同様に、特定事業所内保育施設等の用に供する固定資産の課税標準の特例について、法律の委任により定めるわがまち特例を定めるものでございます。

附則第4項については、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が特定事業所内保育施設の用に供する固定資産で政令で定めるものについて、政府の補助を受けた翌年度から5年度分に限り、都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の1を乗じた額を課税標準とするものでございます。

附則第5項については、都市緑地法により規定された緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に、同法に規定する一定の市民緑地の用に供する土地について、設置の翌年度から3年度分に限り、都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額を課税標準とするものでございます。

なお、施行期日は、附則第4項については公布の日、附則第5項については都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日でございます。

そのほかは、地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律に伴い、条文の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第39号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

国民健康保険税の減額を定める第23条の改正は、軽減判定所得の基準額の引き上げに基づき、所得の少ない世帯に係る被保険者の軽減拡大の基準を、5割軽減拡大の対象につきましては、所得の算定において被保険者の人数に乗すべき額を現行の26万5,000円から27万円に、2割軽減拡大の対象につきましては、所得の算定において被保険者の人数に乗すべき額を現行の48万円から49万円に改正するものであります。

なお、附則の関係でございますが、この条例の施行期日を公布の日からとし、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度までの保険税については従前の例によることといたしております。

以上、議案第37号から第39号の議案について御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、議案第40号、議案第41号の2議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第40号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の新旧対照表及び参考資料の7ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、本年3月25日開催の平成28年度婦人のつどい・総会において、高浜市地域婦人会連絡協議会が高浜市婦人の会に名称変更されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正内容は、女性文化センターの月額使用料について定めております別表第2中、「地域婦人会連絡協議会」を「高浜市婦人の会」に改めるものでございます。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することといたしております。

次に、議案第41号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

A4横長の議案第41号説明参考資料及び別添の新旧対照表、参考資料の7ページ、8ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、市立幼稚園の授業料の減免について所要の規定の整備を行うものでございます。

子ども・子育て支援新制度において、幼稚園の利用認定を受けた子供の利用者負担額については、市立、公立を問わず国が示す上限額以下としなければならないとされております。

本年3月31日付で子ども・子育て支援法施行令が改正され、市民税所得割非課税世帯及び市民税所得割課税額が7万7,100円以下（年収約360万円未満相当）の世帯について、授業料の負担軽減措置が実施されました。

市民税所得割非課税世帯については、第2子の授業料を無料に、市民税所得割課税額が7万7,100円以下の世帯におけるひとり親世帯等については、優遇措置をさらに拡充し、第1子の月額授業料を7,550円から3,000円に、同区分におけるひとり親世帯等以外の世帯について、第1子の授業料を1万6,100円から1万4,100円に、第2子の授業料を8,050円から7,050円に改正するものでございます。

本市の公立幼稚園の授業料は月額8,000円でございますが、今回の負担軽減措置によって、国基準を上回っている部分の授業料について条例改正をお願いするもので、授業料の減免について定めております第6条別表備考を全部改正するものでございます。

それでは、別表備考の内容について順次説明させていただきます。

備考1は、ひとり親世帯等の世帯における減免規定で、表の上段の部分は、市民税非課税世帯及び養育里親世帯等の第1子について授業料の全額を免除することを、また、下段の部分は、今回の改正で新たに追加された減免規定で、市民税所得割課税額が7万7,100円以下の世帯の第1子については、月額授業料を一律3,000円に改正し、年額6万円を減免することを規定しております。

備考2は、今回の改正で新たに追加された減免規定で、市民税非課税世帯及び養育里親世帯等の第2子について授業料の全額を免除することを規定しております。なお、第3子以降については、これまでどおり授業料の全額を免除するものでございます。

備考3は、市民税所得割課税額が7万7,100円以下の世帯の第3子以降については、授業料の全額を免除することを規定しております。

備考4は、市民税所得割課税額が7万7,100円を超える世帯の第3子以降については、授業料の全額を免除することを規定しております。

備考5は、市民税所得割課税額が5,000円以下のひとり親世帯等の第2子については、授業料の全額を免除することを規定しております。

最後に、備考6は、市民税所得割課税額が5,000円を超え7万7,100円以下の世帯の第2子については、今回の改正で新たに追加された減免規定で、月額授業料を一律7,050円に改正し、年額1万1,400円を減免することを規定しております。また、当該世帯がひとり親世帯等であるときは、授業料の全額を免除するものでございます。

ちなみに平成29年4月の園児の状況で、今回の減免措置に伴う授業料の影響額につきましては、

9万600円の減と見込んでおります。

なお、附則において、この条例は平成29年4月1日から適用することといたしておりますが、当該年度の市民税所得割額が確定するのが6月中旬であり、減免処理についてもそれ以降になることから、遡及措置による影響は特段ないと考えております。

説明は以上でございます。原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 日程第6 議案第42号及び議案第43号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議案第42号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第1回）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ658万9,000円を追加し、補正後の予算総額を140億3,358万9,000円といたすものであります。

24ページをお願いします。

歳入について申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金と14款1項1目民生費県負担金の児童入所施設措置費等負担金は、ひとり親家庭等生活支援事業において入所措置費を増額いたすものであります。

13款2項3目衛生費国庫補助金は、平成29年度当初予算に計上した定住自立圏地域医療連携ネットワークシステム更新費用に対する地方創生推進交付金を計上いたすものであります。

14款3項7目教育費委託金は、特別な支援を必要とする生徒に対する支援・指導方法について、モデル事業を実施するための特別支援教育推進モデル事業委託金及び港小学校と南部幼稚園が連携して児童や園児の健やかな成長を促す事業を実施するための学校連携仲間づくり推進事業委託金を計上いたすものであります。

16款1項2目民生費寄附金は、八幡町・新田町町内会長、内藤治嗣様から3万円を地域福祉基金指定寄附金としていただいたものであります。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額いたすものであります。

26ページをお願いします。

19款4項4目雑入は、吉浜まちづくり協議会が実施するイベントに対する一般財団法人地域活性化センターからの助成金及び高取まちづくり協議会が実施する事業に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金を計上いたすものであります。

28ページをお願いします。

歳出について申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費は、地域内分権推進事業において、高取まちづくり協議会が実施する地域ふれあい事業の活動備品に対するコミュニティ助成事業補助金及び吉浜まちづくり協議会が実施する菊人形づくりイベントに対するがんばる地域応援事業補助金を計上いたしております。

4目情報公開費は、情報公開事業において継続審議中の不服申し立て案件に対応するため、情報公開審査会の回数増が見込まれること及び情報公開審査会委員を1名増員する予定であることから、委員報酬及び費用弁償を増額いたすものであります。

11目財産管理費は、市役所本庁舎整備事業において、2期工事の工期延長に伴い、市役所駐車場誘導業務委託料及び臨時駐車場賃借料を増額いたすとともに、2期工事に係る施設整備費の支払いが平成30年度以降になることから、平成29年度における市役所本庁舎借上料を減額いたすものであります。

2款8項1目基金費の基金運用事業における積立金は、八幡町・新田町町内会様からいただきました指定寄附金を地域福祉基金に積み立てるものであります。

3款2項3目家庭支援費は、ひとり親家庭等生活支援事業において、入所措置費を増額いたすものであります。

30ページをお願いします。

4款1項3目医療対策推進費は、定住自立圏地域医療連携ネットワークシステム更新費用に対して地方創生推進交付金が交付されるため、財源内訳を変更いたすものであります。

10款1項3目教育指導費の教育指導事業は、特別支援教育推進モデル事業を実施するための費用を計上するとともに、児童生徒健全育成事業は、学校連携仲間づくり推進事業を実施するための費用を計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第43号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書11ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ20万円を追加し、補正後の予算総額を27億1,341万9,000円といたすものであります。

補正予算説明書42ページをお願いいたします。

初めに歳入でございますが、3款2項国庫補助金、5款3項県補助金、7款1項他会計繰入金及び2項基金繰入金の増額は、いずれも権利擁護事業における高齢者権利擁護専門員に係る社会

保険料の増額に伴うものであります。

44ページをお願いいたします。

次に歳出でございますが、4款3項2目権利擁護事業費は、社会保険料の適用の拡大に伴い、高齢者権利擁護専門員の社会保険料として20万円を増額いたすものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 日程第7 報告第3号から報告第6号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

報告、説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、報告第3号 権利放棄の報告について御説明申し上げます。

本件は、金銭の給付を目的とする市の債権に関し、高浜市債権管理条例第12条第1号により、別紙のとおり私債権227件、545万5,701円について、平成29年3月31日をもって権利放棄をさせていただきますので、同条例第13条の規定によりこれを御報告申し上げるものでございます。

具体的な内容といたしましては、住宅使用料について、平成28年度不納欠損分として120件、489万3,111円、水道使用料について、平成28年度不納欠損分として107件、56万2,590円をそれぞれ債権管理条例第12条第1号「当該債権について消滅時効が完了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く）」及び第4号「第6条の規定により強制執行等の手続をとってもなお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれは近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき」により、債権放棄させていただきましたので、債権管理条例第13条の規定により議会に御報告申し上げるものでございます。

なお、平成28年度の市税等の強制徴収公債権の不納欠損状況につきましては、別途配付をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 報告第4号 繰越明許費繰越計算書につきまして御説明を申し上げます。

本件は、平成29年3月定例会における平成28年度一般会計補正予算（第7回）及び平成28年度一般会計補正予算（第8回）におきまして、繰越明許費としてお認めをいただきました7つの事業につきまして平成29年度に繰り越しをさせていただきますので、その御報告をさせていただきますのでございます。

繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

事業の内容でございますが、2款総務費の地方公共団体情報システム機構負担事業は、マイナンバーカードの発行状況を鑑みまして繰り越しをさせていただいたものでございます。

3款民生費の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付事業は、国の平成28年度第2次補正予算における当該交付金を活用した事業で、年度内の完了が見込めないこと及び経済対策臨時福祉給付金給付事業は、臨時福祉給付金の受け付け期間が平成29年4月までとなったことから繰り越しをさせていただいたものでございます。

7款商工費の高浜市商工会等物件移転補償事業は、高浜市商工会の移転について年度内の完了が見込めないことから繰り越しをさせていただいたものでございます。

10款教育費の中央公民館アスベスト除去工事事業は、年度内の完了が見込めないこと、（仮称）高浜緑地多目的（スポーツ）広場工事監理業務委託事業及び（仮称）高浜緑地多目的（スポーツ）広場整備工事事業は、県との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから繰り越しをさせていただいたものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、報告第5号 平成28年度高浜市土地開発公社の経営状況について御報告を申し上げます。

本件は、去る5月10日に会計監査に付し、5月23日の土地開発公社理事会において認定をいただいているものでございます。

決算書の3ページをお願いいたします。事業報告でございます。

平成28年度は、市道港線視距改良及び歩道設置事業（横浜橋南工区）用地の先行取得を執行いたしました。処分は、平成27年度に先行取得をした取得と同一事業の用地処分を執行いたしました。

次に、4ページ及び5ページをお願いいたします。事業報告でございます。

事業別の明細でございますが、一番右側下段の当期末未処分用地の欄をごらんください。期末の保有面積は5,255.23平方メートルで、金額は4億1,425万7,091円でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。決算報告でございます。

まず、収益的収入及び支出について御説明を申し上げます。

収入の1款事業収益の決算額は4,703万1,456円、内訳は、公有地の処分に伴う売却収益及び保有土地の賃貸等収益でございます。

2款事業外収益の決算額8,596円は、現金・預金の受け取り利息及び雑収益でございます。

次に、支出の1款事業原価の決算額4,531万8,001円は、公有地売却収益に対する原価でございます。

2 款販売費及び一般管理費の決算額98万5,501円は、役員報酬、法人市県民税の均等割や固定資産税の支払い等でございます。

次に、8 ページ、9 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。

まず、収入の1 款資本的収入の決算額は1 億1,363万2,999円で、その内訳は、公有地の取得事業に係る費用の借入金及び収益的収入の公有地売却収益を資本的収入に振り替える造成事業費用振替収入となっております。

次に、下段の支出の1 款資本的支出の決算額は1 億1,364万641円でございます。内訳は、1 項公有地取得事業費は、市道港線視距改良及び歩道設置事業（横浜橋南工区）用地に係る用地費、補償費、公有地取得事業に係る借入金の利息など、また、2 項償還金は、市道港線視距改良及び歩道設置事業（横浜橋南工区）用地の処分に伴う借入金の償還費用でございます。

次に、10ページをお願いいたします。損益計算書でございます。

当該年度の利益を計算したもので、平成28年度は当期純利益が73万6,550円となりました。

隣の11ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。

平成29年度3月31日現在の資産状況と負債資本状況を取りまとめたもので、資産合計は負債資本合計と同額の4 億5,171万3,591円でございます。

次に、12ページをお願いいたします。事業原価計算書でございます。

公有地に係る当該年度の原価を計算したもので、平成28年度末の公有地の原価は2 億1,107万4,680円でございます。

次に、下段の剰余金計算書及び13ページ上段の剰余金処分計算書は、平成27年度から繰り越されました利益剰余金と平成28年度の当期純利益との合計9,027万787円を、平成29年度へ繰り越しをいたしましたものでございます。

下段の財産目録は、平成29年3月31日の財産状況をまとめたもので、差引純財産は1 億27万787円でございます。

次に、14ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書でございます。

土地開発公社が保有する現金及び現金同等物の資金が明確となるキャッシュ・フローで、平成28年度においては、現金及び現金同等物が72万8,908円増加し、期末残高は2,745万6,500円でございます。

隣の15ページをお願いいたします。

資本金明細表は、土地開発公社設立に伴う出資金を整理したもので、資本財産1,000万円は横浜市からの出資によるものでございます。

次に、下段の借入金明細表は、当該年度の借入金に関する利率や借入方法、金額を整理いたしましたもので、平成29年3月31日現在の借入金は3 億5,144万2,804円で、現在の融資利率は0.1%となっております。

最後の16ページをお願いいたします。

この一覧表は、平成29年3月31日現在の土地開発公社所有地の一覧表でございます。御参照いただきたいと思います。

御報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 報告第6号 平成28年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況につきまして御報告を申し上げます。

決算報告書の1ページ、営業の報告をお願いします。

初めに営業の概要であります。第23期は、高浜市から合わせて43業務を受託したほか、高浜市以外では高浜市社会福祉協議会、衣浦衛生組合などから20業務を受託いたしております。この結果、第23期の売上高は前年度より約2.5%増の約6億1,633万円となっております。

この内訳につきましては、4ページの売上高明細書をお願いします。

受託収入といたしまして、1の東海会館収入から23の観光サービス事業収入まで合わせて5億2,334万7,714円、事業収入は9,298万5,388円となっております。

1ページにお戻りいただきまして、「営業の概要」の末尾の段落をお願いします。

従業員の体制でございますが、平成29年3月31日現在で正規社員68人、臨時社員184人、合計252人によりそれぞれ各種業務の遂行に当たっております。このうち、60歳以上の社員が89人で35.3%、女性社員につきましては199人で全社員の79.0%となっております。

2ページをお願いします。

貸借対照表であります。資産の合計額は2億7,789万1,252円で、参考として、前期と比較し1,291万1,158円の増額となっております。

初めに資産の部であります。流動資産は現金・預金、商品・製品、未収入金などを合わせて2億6,789万4,980円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせて999万6,272円あります。

次に、負債の部であります。流動負債は買掛金から賞与引当金まで合わせて6,091万7,372円、固定負債は長期リース債務の83万3,760円あります。

純資産の部では、資本金5,000万円と利益剰余金1億6,614万120円で、純資産合計は2億1,614万120円となっております。

3ページをお願いします。

損益計算書であります。売上高は6億1,633万3,102円で、販売費及び一般管理費は5億2,471万461円となっており、その内訳は5ページの販売費及び一般管理費をお願いします。

主な経費であります。人件費は、1の給料手当、2の退職給与金、3の法定福利費を合わせまして4億4,279万6,163円で、全体の84.4%の割合となっております。

3 ページにお戻りいただきまして、表の中ほどをお願いします。

営業利益は1,508万3,259円で、営業外利益、営業外費用等を加除しました表の末尾から4行目の税引前当期純利益は1,692万8,289円、法人税住民税等及び法人税等調整額を控除した当期純利益は1,330万294円であります。

6 ページをお願いします。

株主資本等変動計算書であります。当期末の株主資本残高は、当期首残高の株主資本合計2億283万9,826円に当期純利益1,330万294円を加えました2億1,614万120円でございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） ただいまの報告第3号から第6号までは報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は6月13日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時2分散会
